

# the Wolfsberg Group

ABN AMRO Bank N.V.  
Banco Santander Central Hispano, S.A.  
Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd.  
Barclays  
Citigroup  
Credit Suisse Group  
Deutsche Bank AG  
Goldman Sachs  
HSBC  
J.P. Morgan Chase  
Société Générale  
UBS AG

## コルレス業務におけるウォルフスバーグ・マネーロンダリング防止原則

(日本語仮訳)

### 1. 前文

国際的金融機関からなるウォルフスバーグ・グループ<sup>1</sup>は、コルレス業務における取引関係の開始や継続に関して、本原則を国際的なガイダンスとすることに同意した。ウォルフスバーグ・グループは、本原則を遵守することにより、効果的なリスク管理の促進が図られるとともに、金融機関にとって顧客に関して健全な経営判断を行うことができるようになることを確信する。さらに、本原則の遵守は、その世界中の業務が犯罪目的に利用されることを防止するという、ウォルフスバーグ・グループ・メンバーの目的にも資するものである。

### 2. コルレス業務

本原則は、金融機関が他のコルレス先<sup>2</sup>とコルレス業務に関わるすべての取引関係を開始または継続する場合に適用される。コルレス業務とは、現金決済、流動性管理や短期借入、投資ニーズに応えるために、他の金融機関に対して当座預金、他の負債性口座や関係するサービスを提供することを言う。金融機関は、本原則を他の金融機関とのすべての関係に広げて適用してもよい。

### 3. 責任と管理

金融機関はポリシーや手続を制定し、本原則の遵守を確かなものとする責務を負う担当者を選定しなければならない。そのポリシーや手続によって、コルレス業務取引関係の起案担当者より上位にあるか独立した、少なくとも1人以上の役職者により、コルレス業務関係の承認がなされることが求められる。また、そのポリシーや手続では、当該金融機関のポリシー、手続、および本原則が継続的に遵守されるように、適切な担当者による独立した見直しが行われることも規定される。

---

<sup>1</sup> ウォルフスバーグ・グループは、以下の主要な国際的金融機関よりなる。ABN AMRO Bank N.V., Banco Santander Central Hispano S.A., Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., Barclays Bank, Citigroup, Credit Suisse Group, Deutsche Bank AG., Goldman Sachs, HSBC, J.P.Morgan Chase, Société Générale, UBS AG.

<sup>2</sup> コルレス先とは、ある金融機関の顧客で、当該金融機関に開設したコルレス勘定を用いて、自分の顧客に対して決済サービスを提供する金融サービス会社のことを言う。コルレス先には以下のものを含む（但し、それらに限定されない）。銀行、ブローカー・ディーラー、ミューチュアルファンド、ユニットトラスト、投資サービス会社、ヘッジファンド、紹介ブローカー、マネーサービス業者、ペンションファンド、クレジットカード会社、商業信用会社、住宅金融会社、モーゲージ銀行、ビルディングソサイエティ、リース会社。

#### 4. リスクに応じたデューディリジェンス

本原則は、リスクベースアプローチを推奨する。より高いリスクのあるコルレス先に対しては、より高レベルのデューディリジェンスが必要である。本原則では、金融機関が合理的なデューディリジェンスまたは追加的デューディリジェンスを確実に実施するため、取引関係の開始時及びその後、継続的に考慮すべきリスク指標の概略を示す。特に、金融機関は以下のリスク指標を考慮する。

- **コルレス先の本拠国**—コルレス先の本拠国がどこかやその最終的な親会社の本拠国がどこかによって、よりリスクが高まる場合がある。国によっては、マネーロンダリング防止の水準が不十分であったり、当局の監督が不十分であったり、犯罪、汚職、テロ資金についてより高いリスクがあると国際的に認識されている。一方、金融活動作業部会（FATF）のメンバー国などでは、より強固な監督環境が整っており、リスクが低い。金融機関は、コルレス先の本拠国やその最終的な親会社の本拠国についてのリスク度合を評価するため、FATFのような規制当局や国際組織から出される意見を参考にする。
- **コルレス先の所有・経営構造**—オーナーの所在地、組織の法的形態、所有構造の透明性により、リスクが高まる場合がある。同様に、経営者の所在地や経験度合により、懸念が強まる場合もある。あるコルレス先の経営や所有に関して PEP の関与があれば、リスクは増加する。PEP とは、国家公務員、政府系企業の重役、政治家、重要政黨員及びその家族、親密者など、公的地位に現在ある、または過去そのような地位にあった個人のことを言う。
- **コルレス先の業務および顧客層**—コルレス先の業務やサービスを提供しているマーケットの種類によっては、リスクが高まる場合がある。特にマネーロンダリング、汚職やテロ資金について特に脆弱であると国際的に認識されている分野に携わっていれば、懸念が更に増大する場合がある。結果的に、収益の相当部分をより高リスクの顧客から得ているコルレス先は、更にリスクが高いといえる。コルレス先にとってより高リスクの顧客とは、特にマネーロンダリングに影響されやすい活動に関与していたり、そのような国と関係ある顧客のことを言う。

各金融機関は、必要と考えれば、それぞれのリスク要因について適切なウェイト付をすることができる。

#### 5. デューディリジェンスの標準

金融機関は、すべてのコルレス先について適切なデューディリジェンスを行い、特定の顧客との間で、そのリスクプロファイルに応じた取引を安心して行うことを確実にすることを目指す。金融機関にとって、コルレス先がマネーロンダリング防止について十分であると国際的に認知された規制環境の中にある、または、その規制環境に服している場合、その事実を考慮することは適切である。これらの場合、金融機関はデューディリジェンス要請を満たすため、コルレス先や信頼できる第三者（当局、取引所など）から得られた公開情報に頼ることもできる。コルレス先に対するデューディリジェンスを行う際には、以下の要素が適切に考慮される。

- **顧客の本拠地および組織**

コルレス先の最終的な親会社および、または、コルレス先の本店が所在する国。取引関係を維持したいと考えている特定の業務部門が業務を行っている国。コルレス先の組織の法的形態。

- **顧客の所有者および上級経営者**

コルレス先が上場しているか、個人所有か。上場している場合、十分な規制体制があると認知されている国の株式市場で取引されているか。重要な影響力を持つ関係者の身元。

経営者の構成および経験。これらの経営者とは、日常業務についての最終権限を持つ者である。また、コルレス先の環境によっては、コルレス先の取締役会、監査役会や経営会議、それと同様な機関のメンバーを含む。

上級経営者や所有構造における PEP の存在。

- **コルレス先の業務**

コルレス先がその顧客に対して提供する金融商品やサービス。コルレス先のリスクによっては、地理的マーケットの広がり。

- **提供される商品やサービス**

コルレス先との取引関係の目的。コルレス先に提供される商品やサービスを含む。

- **監督当局の状況や歴史**

コルレス先を一義的に監督または管理する責任がある当局。状況が許せば、コルレス先が過去に何か刑事処分または行政処分を受けたことがあるか、公開情報を検証する。

- **マネーロンダリング防止管理**

コルレス先のマネーロンダリング防止管理の実態。それがどの程度グローバルに適用されているか。

- **シェルバンクとの取引謝絶**

コルレス先が当該金融機関の商品やサービスをシェルバンクとの取引に利用しないことを確認する。

シェルバンクとは、(i) その銀行業務が許可された国において、定まった住所で業務を行っておらず、(ii) その一定の住所において、1名以上のフルタイム従業員を雇用しておらず、(iii) その住所で業務記録を保有しておらず、(iv) 銀行免許を発行した当局によって監督されていない銀行を言う。本原則では、これらの基準が満たされても、監督された子会社であれば、シェルバンクとはしない。監督された子会社とは、形式上はシェルバンクや場合によってはオフショアバンクに該当するが、FATF の非協力国ではない国で免許を受けた金融機関により直接または間接的に株式を保有されており、その金融機関の母国銀行当局の監督を受けているため、その様に扱われない銀行のことを言う。

- **顧客訪問**

他の条件が十分でなければ、金融機関の担当者はコルレス先と取引関係を締結する前、または取引関係を開始してからしかるべき期間内に、コルレス先を訪問し、特にそれがシェルバンクではないことを確認する。

## 6. 追加的デューディリジェンス

デューディリジェンスに加え、金融機関はより高いリスクがあるコルレス先に対して、追加的デューディリジェンスも行う。追加的デューディリジェンスのプロセスには、金融機関がより理解レベルを深めるために、以下のような要素を考慮することが含まれる。

- **所有者と経営陣**

管理に関わる重要な利害関係者について、オーナーの財産の源泉と背景、市場におけるその風評を含む。オーナーの最近の重大な変更（例えば過去5年以内）。

同様に、上級経営者の経歴についてのより詳細な理解。上級経営者の最近の重大な構成変更（例えば過去2年以内）

- **PEP の関与**

PEP がコルレス先との間で利害関係や経営的役割があれば、金融機関はコルレス先における

PEP の役割を確実に理解する。

- **コルレス先のマネーロンダリング防止管理**

コルレス先のマネーロンダリング防止や顧客本人確認管理の質。それらの管理が国際的に認められた水準を満たしているかを含む。金融機関が調査する程度は、そのリスクによる。さらに、コルレス先の上級経営者がマネーロンダリング防止管理の重要性を認識しているという安心を得るために、コルレス先の代表者と話をすることも必要かもしれない。

- **ダウンストリーム・コルレス決済**

ダウンストリーム・コルレス決済者とは、金融機関からコルレス業務サービスを受け、その金融機関に保有するコルレス預金を用いて、別の金融機関に対して、同一通貨でのコルレス業務サービスを提供するコルレス先を言う。金融機関は、ダウンストリーム・コルレス決済者にコルレス業務サービスを提供する場合、コルレス先がどのようなタイプの金融機関に対してダウンストリーム・コルレス・サービスを提供しているかを理解し、コルレス先がサービス提供先のマネーロンダリング防止管理についてどの程度精査しているか考慮するといった合理的な手順を踏む。

## 7. シェルバンク

金融機関は、シェルバンクに商品やサービスを提供してはならない。

## 8. 中央銀行と国際機関

本原則は、FATF メンバー国の中央銀行や金融当局、国際的な地域開発または貿易銀行（例えば欧州復興開発銀行、IMF、世界銀行など）との取引関係については、少なくとも、その取引が当該機関の主要な活動に対する商品やサービスの提供に関連している限りにおいては、通常適用されない。

## 9. 支店、子会社および関係会社

コルレス先に対して要求されるデューディリジェンスのレベルや範囲は、コルレス先と最終的な親会社（もしあれば）との関係を考慮した上で決定される。一般的に、支店、子会社や関係会社については、コルレス先の親会社を考慮して、要求されるデューディリジェンスの程度が決定される。たとえば、コルレス先が、実質的に、あるいは実効的に親会社に管理されていない関係会社であれば、当該コルレス先とその親会社の両方を見直す。一方、支店、子会社、関係会社に特有の事実があれば、そのこと自体で追加的デューディリジェンスを行う必要があることになりうる。

## 10. 既存コルレス先への適用

金融機関は本原則を新規コルレス先に適用する。さらに、本原則は、従来では世界的に適用されていなかった考え方をまとめているため、各金融機関は既存コルレス先について、リスクに応じた見直しを実施し、その理解が本原則で採り上げている水準に達するため、デューディリジェンスの追加が必要かどうか決定する。

## 11. 顧客ファイルの更新

金融機関のポリシーや手続において、コルレス先の情報の見直し・更新は、定期的に行われることが要請される。また、コルレス先のリスクプロファイルに重大な変化があった場合も同様。コルレス先の定期的な見直しは、リスク評価に基づいて行われる。

## 12. 疑わしい取引のモニタリングと報告

金融機関は、異常な、あるいは疑わしい取引を発見、調査し、法令に基づき届出を行うような銀行全体のポリシーや手続を制定する。これらは、どんな取引が異常あるいは疑わしいかについてのガイダンスや例示を含む。本ポリシーや手続は、コルレス取引についての適切なモニタリングを含む。

### 13. マネーロンダリング防止プログラムとの一体化

金融機関は、本原則をマネーロンダリング防止プログラム全体の重要な構成要素とする。

### 14. 国際登録制度の提案

ウォルフスバーグ・グループは、金融機関について国際的登録制度が実現し、当局の信任を得られることを奨励する。登録に際しては、金融機関は、本原則で述べられているデューディリジェンスを行うために有用な情報を提出する。金融機関は、本原則に従って、この情報を信頼することができる。

原文は英語版参照のこと。